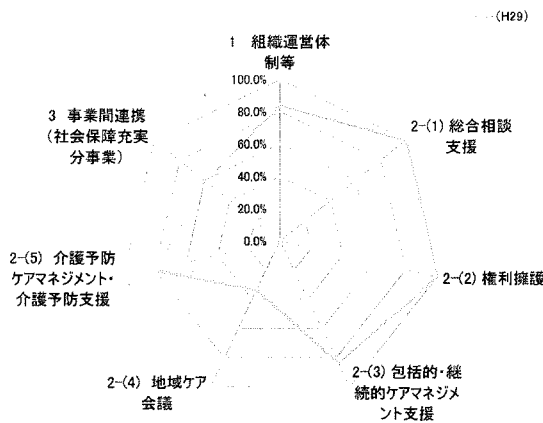
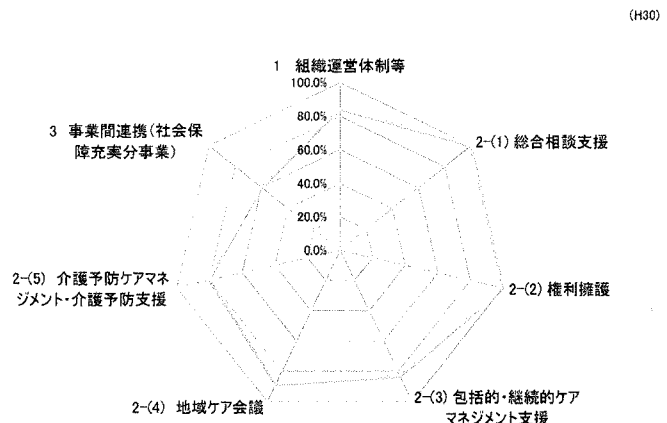


■レーダーチャート

平成29年度



平成30年度



平成29年度と平成30年度の実績比較

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。）において、市町村や地域包括支援センター（センター）は、センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされ、昨年度初めて全国で統一された評価指標を用いて平成29年度の評価を実施しました。昨年度に続き平成30年度の評価を実施し、センターの特徴と事業内容を、レーダーチャートにより確認したものが次のとおりです。

1. 改善した項目

【2-（4）地域ケア会議】

地域ケア会議設置要綱を策定し、運営方針と1年間の開催計画を会議参加者に周知し計画的に会議を開催しました。また、要綱で定める地域ケア推進会議を地域包括支援センター運営協議会に位置付け、平成31年3月の第6回地域包括支援センター運営協議会において、取組報告をしました。しかし、会議における検討事項は記録していますが、外部参加者（居宅介護支援事業所のケアマネジャー、薬剤師等）と共有化されていないため、100%にはなっていません。（8/9項目達成）

2. 変化がなかった項目

(1) 100%達成

【2-（1）総合相談支援】（6/6項目達成）

【2-（2）権利擁護】（5/5項目達成）

総合相談支援及び権利擁護業務については、事例解決のための支援に取り組んでいます。

(2) 100%未達成項目

【1組織運営体制等】

現在、守谷市は直営地域包括支援センターとして事業を実施しているため、市が定期的に設置するセンターの連絡会はありません。また、個人情報の取扱方針は守谷市個人情報保護条例に沿って取扱っており、センター独自の個人情報保護マニュアルを整備していないため、100%にはなっていません。（16/19項目達成）

【2-（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援】

介護支援専門員を対象とした研修会や事例検討会等の開催計画について、講師との日程調整等により年度当初に居宅介護支援事業所に示せなかったため、100%にはなっていません。（5/6項目達成）

【2-（5）介護予防ケアマネジメント・介護予防支援】

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、方針を基に振り分けすることになっていますが、現在は、センターの主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所の情報により振り分けしており、100%にはなっていません。（4/5項目達成）

【3事業間連携】

在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口は、平成30年4月1日より取手市医師会事務局内に設置されましたが、相談事例がなかったこと、また、生活支援体制整備事業としての、協議体などと連携した取組みに至っていないため60%にはなっています。（3/5項目達成）